

# 入札説明書

不用品（使用済タブレット端末）売却

及び

不用品（使用済 Windows 端末等・再資源化）売却

一般競争入札（郵送入札方式）

入札参加希望者は、この入札説明書をよく読み、内容を十分に確認し  
たうえで、入札参加してください。

## ○入札書の提出期間

本公告の日～令和8年5月18日（月）  
午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

## ○開札日時

令和8年5月19日（火） 午前10時00分

豊橋市

## 1. 売却品

### (1) 案件番号1

G I G Aスクール構想下で整備され、使用済みとなったタブレット端末のうち、再使用が可能な端末

機種：i P a d第7世代 W i F iモデル（型番：MW752J/A）

数量：18,504台

### (2) 案件番号2

G I G Aスクール構想下で整備され、再資源化が可能なW i n d o w s 端末及び通電不可、画面割れ、破損等により故障したタブレット端末

機種：①i P a d第7世代 W i F iモデル（型番：MW752J/A）

②d y n a b o o k K 5 0（型番：A6K1FPV43111）

数量：①1,764台

②10,533台

## 2. 入札参加資格

(1) 次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができません。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ. 本公告の日において、令和8・9年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）における、大分類「買受け」中分類「不用品買受」小分類「パソコン・OA機器」の営業種目に登録されていること。

ウ. 本公告の日において、令和8・9年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）における、愛知県内の本社（本店）又は支社（支店）・営業所等で本市に登録されていること。

エ. 本公告の日において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

オ. 本公告の日から落札決定の日の期間において豊橋市から入札参加停止措置に付されていない者であること。

カ. 本公告の日から落札決定の日の期間において「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

キ. 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者である

こと。

ク。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 案件番号 1 については、次にも該当する者でなければ入札に参加することができません。

ア。小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づくパソコンまたはタブレットの再使用の処分実績を有している者であること。具体的には、前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること。

### 3. 現物確認の日時及び質疑回答

(1) 現物確認

令和 8 年 5 月 11 日（月）から令和 8 年 5 月 15 日（金）まで

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

現物確認を希望する場合は、教育会館の担当（仕様書「4. 連絡先」を参照）に連絡し日程調整をしてください。

(2) 質疑回答

ア. 質問

入札公告の日から令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 4 時 00 分まで

入札に関する質問は、豊橋市役所契約検査課に案件ごとの質疑書（様式第 1-1 もしくは様式第 1-2）を電子メールまたは F A X により提出し、必ず電話にて到達確認を行ってください。

電子メール keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

F A X 0532-56-5839

電話番号 0532-51-2150

イ. 回答

令和 8 年 5 月 15 日（金）中に豊橋市ウェブサイトに掲載します。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64613.htm>

### 7. 入札書の提出方法、入札期間及び提出先等

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）に限ります。

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒には入札者名、所在地、案

件番号を記載してください。

※ 案件ごとに入札書が異なりますので、確認の上提出してください。

(2) 入札金額

ア. 入札金額は、数量全数の買受け料の総額を記載してください。

イ. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札期間

本公告の日から令和 8 年 5 月 1 8 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（必着）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日及び休日を除きます。）

(4) 提出先

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地  
豊橋市役所 契約検査課

## 8. 入札に関する注意事項

(1) 入札は、案件番号毎に下記の指定の入札書を使用してください。

ア. 案件番号 1 様式第 2-1

イ. 案件番号 2 様式第 2-2

(2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア. 豊橋市契約規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 39 条第 1 号から第 7 号に該当する入札

イ. 入札書の金額を訂正したもの

ウ. 虚偽の事実を記載した者のした入札

エ. 担当職員の指示に従わなかった者のした入札

(5) 入札が無効となった者は、再度入札に参加することができません。

(6) 入札は、参加者が 1 者の場合でも実施します。

## 9. 開札の日時及び場所等

### (1) 日時

令和8年5月19日（火）午前10時00分開始  
案件番号1、案件番号2の順で開札していきます。

### (2) 場所

豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東館3階 東301会議室

### (3) 開札の立会い

希望をする場合は、開札に立会うことが可能ですので、所定の日時までには開札場所に参集ください。

### (4) 落札決定方法

予定価格以上の最高の価格での入札について落札とします。ただし、落札となるべき同価格の入札が2以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、再度入札を行うこととし、再度入札の日程等については、改めてご連絡します。

### (5) 開札結果の通知

開札結果については、集計が済み次第、豊橋市ウェブサイトに掲載します。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64613.htm>

## 10. 入札保証金

免除

### 11. 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は延期を行うことがあります。

### 12. 落札候補者に提出を求める書類

#### (1) 案件番号1の落札候補者

ア.「2. 入札参加資格」(1)エ を満たすことを証する書類等の写し

イ.「2. 入札参加資格」(2)ア を満たすことを証する書類等の写し

#### (2) 案件番号2の落札候補者

ア.「2. 入札参加資格」(1)エ を満たすことを証する書類等の写し

### 13. 契約の締結

- (1) 落札者は、契約書（様式第3）を取り交わすものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 案件番号1については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、入札後に仮契約を締結し、豊橋市議会の議決を得た後に契約を締結するものとします。

### 14. 契約保証金

免除

### 15. その他

その他、定めのない事項は、豊橋市契約規則によることとします。

## 不用品（使用済タブレット端末）売却仕様書

- 1 案件名  
不用品（使用済タブレット端末）売却
- 2 概要  
G I G Aスクール構想下で整備され、使用済みとなったタブレット端末（以下、「端末」と言う。）のうち、再使用が可能な端末の売払いについて定める。
- 3 機種  
i P a d第7世代 W i F iモデル（型番：MW752J/A）
- 4 数量  
18,504台
- 5 条件
  - (1) 買受人は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
  - (2) 買受人は、小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づくパソコンまたはタブレットの再使用の処分実績を十分に有していること。具体的には、前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること。なお、落札時に前年度の処分実績を示す書類を提出すること。
  - (3) 買受人は、転売、販売、レンタル等の目的をもって入札に参加する場合は、古物商許可証（機械工具類）を有していること。
  - (4) 買受人は、入札前に市（教育会館）に連絡、調整のうえ、別紙に記載の保管場所にて端末の現物を確認すること。現物確認をしなくても入札に参加することはできるが、この場合端末の状態を確認しているものとする。
  - (5) 買受人は、本契約締結後、保管場所からできる限り速やかに端末を回収すること。また、事前に回収スケジュールを市（教育会館）へ提出すること。
  - (6) 買受人は、回収に必要な梱包箱等を、別紙に記載の保管場所へ事前に提供すること。なお、端末の梱包は市で行い、各保管場所内の1カ所に集約しておく。
  - (7) 買受人は、端末回収後、再使用が難しい状態の端末と再使用が可能な状態の端末に仕分け、仕分けた結果の各台数及び全ての端末の状態を示す書類を市（教育会館）に提出すること。なお、再使用が難しい状態の端末とは、通電不可、画面割れ・破損、MDM・アクティベーションロック・ASMの未解除等を想定している。
  - (8) 再使用が難しい状態の端末は全台数の5%以内とする。仕分けた結果、再使用が難しい状態の端末の台数が5%を超える場合は、超えた台数分を減額した代金の請求を受けるものとする。
  - (9) 端末の所有権は、買受人が代金を完納した時に、市から買受人に移転するものとする。
  - (10) 買受人は、再利用が難しい状態の端末について無償で引取ること。また、付属品（キーボード、ACアダプタ等）についても無償で引取ること。その場合、付属品の数は端末の台数と同数とは限らない。
  - (11) 文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去（物理的な方法による破壊、磁気的な方法による破壊、OS等からのアクセスが不可能な領域も含

- めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、ブロック消去、暗号化消去のうちのいずれか)を行い、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を市(教育会館)へ提出すること。なお、データ消去については買受人で行い、再委託は認めない。
- (12) 端末の再使用、再資源化及び転売等は法律等に基づき適切に行うこと。また、再使用または転売等を行う場合は、市が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

#### 4 連絡先

豊橋市役所 教育部 学校教育課 教育会館

〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町3番地22

担当：袴田

電話：0532-33-2113 FAX：0532-33-1631

Mail：gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市役所 財務部 契約検査課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

担当：伊藤

電話：0532-51-2150 FAX：0532-56-5839

Mail：keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

## 不用品(使用済タブレット端末)売却仕様書\_別紙

### タブレット端末保管場所

| No. | 学校名  | 所在地            |
|-----|------|----------------|
| 1   | 岩田小  | 豊橋市中岩田四丁目1-2   |
| 2   | 豊小   | 豊橋市西岩田五丁目6-1   |
| 3   | 東田小  | 豊橋市仁連木町15      |
| 4   | 八町小  | 豊橋市八町通五丁目5     |
| 5   | 松葉小  | 豊橋市大橋通三丁目107   |
| 6   | 花田小  | 豊橋市西羽田町247     |
| 7   | 松山小  | 豊橋市西松山町42      |
| 8   | 新川小  | 豊橋市前田中町8-23    |
| 9   | 羽根井小 | 豊橋市羽根井本町131    |
| 10  | 下地小  | 豊橋市下地町宮前68     |
| 11  | 大村小  | 豊橋市大村町地の神9     |
| 12  | 津田小  | 豊橋市横須賀町宮元3-1   |
| 13  | 牟呂小  | 豊橋市牟呂中村町1番地4   |
| 14  | 汐田小  | 豊橋市牟呂町字北汐田50-1 |
| 15  | 吉田方小 | 豊橋市吉川町118      |
| 16  | 高師小  | 豊橋市上野町上原100    |
| 17  | 幸小   | 豊橋市西幸町笠松183    |
| 18  | 芦原小  | 豊橋市芦原町嵩山地42-1  |
| 19  | 福岡小  | 豊橋市橋良町平野1-1    |
| 20  | 中野小  | 豊橋市橋良町向山6-4    |
| 21  | 磯辺小  | 豊橋市駒形町丸山61     |
| 22  | 大崎小  | 豊橋市大崎西里中20-1   |
| 23  | 野依小  | 豊橋市野依町諏訪125    |
| 24  | 植田小  | 豊橋市植田町池堀田15    |
| 25  | 牛川小  | 豊橋市牛川町字中郷6-1   |
| 26  | 鷹丘小  | 豊橋市西小鷹野三丁目7-1  |
| 27  | 下条小  | 豊橋市下条東町西浦41    |
| 28  | 多米小  | 豊橋市多米中町二丁目27-1 |
| 29  | 岩西小  | 豊橋市西口町西ノ口25-4  |

| No. | 学校名        | 住 所             |
|-----|------------|-----------------|
| 30  | 飯村小        | 豊橋市飯村南四丁目6-4    |
| 31  | つつじが丘小     | 豊橋市佐藤五丁目16-1    |
| 32  | 旭小         | 豊橋市旭町旭409       |
| 33  | 栄小         | 豊橋市北山町東浦46-4    |
| 34  | 天伯小        | 豊橋市天伯町高田山136-1  |
| 35  | 大清水小       | 豊橋市南大清水町元町78    |
| 36  | 富士見小       | 豊橋市富士見台二丁目1-5   |
| 37  | 向山小        | 豊橋市向山西町5-1      |
| 38  | 前芝小        | 豊橋市前芝町西堤30      |
| 39  | 西郷小        | 豊橋市石巻萩平町城脇164-2 |
| 40  | 玉川小        | 豊橋市石巻本町野添10     |
| 41  | 嵩山小        | 豊橋市嵩山町宮下78-1    |
| 42  | 石巻小        | 豊橋市石巻町西浦16      |
| 43  | 谷川小        | 豊橋市中原町東ノ谷1-3    |
| 44  | 小沢小        | 豊橋市小島町荒巻81-1    |
| 45  | 細谷小        | 豊橋市細谷町中ノ島47-1   |
| 46  | 二川小        | 豊橋市二川町北裏80      |
| 47  | 二川南小       | 豊橋市大岩町前荒田145-2  |
| 48  | 豊南小        | 豊橋市東赤沢町西横根130   |
| 49  | 高根小        | 豊橋市西七根町北浜辺147-1 |
| 50  | 老津小        | 豊橋市老津町宮脇15-4    |
| 51  | 杉山小        | 豊橋市杉山町御園9-4     |
| 52  | 賀茂小        | 豊橋市賀茂町森信24      |
| 53  | 東陵中        | 豊橋市牛川町字乗小路32-35 |
| 54  | 南陽中        | 豊橋市駒形町字南欠下1-1   |
| 55  | くすのき特別支援学校 | 豊橋市野依町上ノ山3番地の2  |
| 56  | 教育会館       | 豊橋市神野ふ頭町3-22    |

## 案件番号 2

# 不用品（使用済 Windows 端末等・再資源化）売却仕様書

### 1 案件名

不用品（使用済 Windows 端末等・再資源化）売却

### 2 概要

GIGAスクール構想下で整備され、再資源化が可能な Windows 端末及び通電不可、画面割れ、破損等により故障したタブレット端末の売払いについて定める。

### 3 機種

① iPad 第7世代 Wi-Fiモデル（型番：MW752J/A）

② dynabook K50（型番：A6K1FPV43111）

### 4 数量

① 1,764台

② 10,533台

### 5 条件

- (1) 買受人は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- (2) 買受人は、入札前に市（教育会館）に連絡、調整のうえ、別紙に記載の保管場所にて端末の現物を確認すること。現物確認をしなくても入札に参加することはできるが、この場合端末の状態を確認しているものとする。現状有姿のままの渡しとし、引渡し後、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 端末の所有権は、買受人が代金を完納した時に、市から買受人に移転するものとする。
- (4) 買受人は、代金完納後、速やかに端末を引き取ること。なお、引渡し後の諸費用は買受人の負担とする。
- (5) 引渡し場所は、別紙に記載の保管場所（豊橋市立中学校20校及び教育会館の計21カ所）とする。また、事前に引取りスケジュールを市（教育会館）へ提出すること。
- (6) 買受人は、回収に必要な梱包箱等を、別紙に記載の保管場所へ事前に提供すること。なお、端末の梱包は市で行い、各保管場所内の1カ所に集約しておく。もしくは、買受人が各保管場所へ出向き、梱包から回収まで行うこと。
- (7) 付属品（ACアダプタ等）についても一緒に引取ること。その場合、付属品の数は端末の台数と同数であると限らない。
- (8) 文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに基づき、破壊によるデータ消去を行い、端末毎の个体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を市（教育会館）へ提出すること。
- (9) 端末の再資源化は法律等に基づき適切に行うこと。

### 4 連絡先

豊橋市役所 教育部 学校教育課 教育会館

〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町3番地22

担当：袴田

電話 : 0532-33-2113      FAX : 0532-33-1631  
Mail : gakkoukyoiku@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市役所 財務部 契約検査課  
〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

担当 : 伊藤

電話 : 0532-51-2150      FAX : 0532-56-5839  
Mail : keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

不用品(使用済Windows端末等・再資源化)売却仕様書\_別紙

再資源化Windows端末等保管場所

| No. | 学校名  | 所在地              |
|-----|------|------------------|
| 1   | 豊岡中  | 豊橋市中岩田一丁目5-2     |
| 2   | 東部中  | 豊橋市飯村北四丁目1-2     |
| 3   | 東陽中  | 豊橋市岩崎町字野田1-2     |
| 4   | 中部中  | 豊橋市舟原町154        |
| 5   | 豊城中  | 豊橋市今橋町2-1        |
| 6   | 青陵中  | 豊橋市牛川町字洗島108-1   |
| 7   | 羽田中  | 豊橋市西羽田町43-1      |
| 8   | 牟呂中  | 豊橋市神野新田町字イノ割1-3  |
| 9   | 吉田方中 | 豊橋市高洲町字長弦73-1    |
| 10  | 南部中  | 豊橋市北山町字東浦1-4     |
| 11  | 高師台中 | 豊橋市西幸町字浜池328     |
| 12  | 本郷中  | 豊橋市高師本郷町字竹ノ内90-1 |
| 13  | 南稜中  | 豊橋市植田町字的場50      |
| 14  | 北部中  | 豊橋市下地町字長池1       |
| 15  | 前芝中  | 豊橋市前芝町字塩見1       |
| 16  | 石巻中  | 豊橋市石巻本町字出口1      |
| 17  | 二川中  | 豊橋市二川町字西向山41-10  |
| 18  | 五並中  | 豊橋市細谷町字北芋ヶ谷30-44 |
| 19  | 高豊中  | 豊橋市伊古部町原24-1     |
| 20  | 章南中  | 豊橋市老津町字宮脇15-2    |
| 21  | 教育会館 | 豊橋市神野ふ頭町3-22     |